

法人名: 国立印刷局

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人 日本監査役協会	年会費	160,000	・1名100,000円 ・以降1名60,000円	5/20	当法人は、監査役の監 査方法等の調査研究等 を行っており、監査業務 を行うにあたり、それら成 果・情報を機関誌、講演 会等の場を通じて得るこ とが必要なため。	公社	国所管
一般社団法人 日本知的財産協会	年会費	125,000	・年会費 250,000円 (半期125,000円×2 期(上期・下期))	4/30	当法人は、知的財産に 関する諸制度の調査研 究等を行っており、知的 財産力強化に当たり、実 践的かつ専門的な情報 について、機関誌・研修 等の場を通じて得ること が必要なため。		

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成27年度第1四半期における会費支出の公表も兼ねる。

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。